

## 職務執行命令裁判請求における公益要件等の判断について

- 事件番号 平成7（行ケ）3
- 事件名 地方自治法151条の2第3項に基づく職務執行命令裁判訴訟
- 裁判年月日 平成8年3月25日
- 裁判所名 福岡高等裁判所那覇支部
- 原告 那覇防衛局長
- 被告 沖縄県知事

- 事件の概要

沖縄県知事に対し、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」第14条第1項、土地収用法第36条第5項に基づく署名等の代行を命ずることを求める職務執行命令訴訟が、認容された事例

- 判決の主文（公益要件等の判断部分を抜粋）

第五 本件命令の形式的適否について

本件命令が適法であるためにはその前提となる勧告が地方自治法一五一条の二第一項に規定する各要件を具備していなければならない。そして、被告が本件署名等代行事務を執行しないことが同条項所定の「国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定に違反するものがある場合又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合」に該当するものであることは、これまでの説示から明らかである。そこで、以下、同条項所定の他の要件である「地方自治法一五一条の二第一項から八項までに規定する措置以外の方法によって都道府県知事による国の事務の管理執行における法令違反又は怠りの是正を図ることが困難であること」及び「右事務の管理執行における法令違反又は怠りを放置することにより著しく公益を害することが明らかであること」（以下「公益侵害の要件」ともいう。）を充足するか否かについて検討する。

- 一 地方自治法一五一条の二第一項から八項までに規定する措置以外の方法によって被告が本件署名等代行事務を執行しないことの是正を図ることが困難であるか否か

(原告の主張) (略)

(被告の主張) (略)

(当裁判所の判断)

1 証拠(甲一、一六、一七、被告本人)及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。(以下略)

2 そして、被告が、原告をはじめとする国側との会談の際にこのように本件署名等代行拒否の姿勢を示してきたのは背景事実又は前記第四の六4記載の理由によるものであることにかんがみると、被告の本件署名等代行の拒否の意思は固いというはかなく、地方自治法一五〇条に基づく主務大臣である原告の被告に対する指揮監督や同法二四六条の二に基づく原告の被告に対する措置要求の方法によっても被告がこれらに従う見込みはないというべきであるから、地方自治法一五一条の二第一項から八項までに規定する措置以外の方法によって、被告が本件署名等代行を執行しないことの是正を図ることは困難といわざるを得ない。

被告は、国が米国との協議により米軍基地の整理縮小、返還を実現するという方法により、被告による本件署名等代行の必要性をなくすことが可能であったと主張する。その趣旨は必ずしも明確ではないが、仮に本件各土地の返還を受ければ、被告は本件署名等代行をする必要はなく、その拒否をすることもなかったという趣旨であるなら、被告の主張に係る右の方法は、被告が本件署名等代行事務の管理執行の義務を負うことを前提としてその法令違反又は怠りを是正すべき他の方法とはなり得ない。仮にそのような趣旨でなく、ある程度の米軍基地の整理縮小、返還に係る合意を取り付けるという方法を取ることににより、被告は本件署名等代行に応じたであろうという趣旨であるとしても、どの程度、あるいはどのような内容の基地の整理縮小、返還に係る合意がされれば被告が本件署名等代行に応じるかは明らかにされておらず(弁論の全趣旨)、仮にそれが示されても米軍基地の整理縮小、返還は我が国と米国との外交交渉に係る事柄であり、被告が那覇防衛施設局長に対し本件署名等代行拒否の姿勢を示した平成七年八月ないし一〇月以降、被告が直ちに本件署名等代行に応じれば本件各土地の使用期限が終了するまでに本件各土地について新たな使用権を取得することが可能なその時期までに、我が国と米国との間で、被告が本件署名等代行に応じる余地のあるような基地の整理縮小、返還に係る合意がされる可能性は高いとはいえないのであって、被告の右主張を採用することはできない。

3 被告は、国が起業者としての立場から被告に対し本件署名等代行を求める

給付訴訟等を提起する方法をとることができる旨主張するが、被告は、国の機関としての立場から国の事務を管理執行するのであるから、被告のいうところに従うと、国ないしその機関が国の機関に対し抗告訴訟、当事者訴訟、給付訴訟を提起することになるが、前記のとおり、右訴訟は国という法主体の内部の争いに係るものであって、裁判所法三条の法律上の争訟に当たらず、不適法というはかないのであって、被告の主張は採用できない。

二 被告が本件署名等代行事務を執行しないことを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるか否か

(原告の主張) (略)

(被告の主張) (略)

(当裁判所の判断)

1 地方自治法一五一条の二第一項は、国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務の管理執行に法令違反がある場合又は怠りがある場合において、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであることを同条項による主務大臣の勧告の要件としている。同条項は、国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務が一定の公益を保護、実現するために管理執行されるものであり、右事務の管理執行に法令違反があり又は怠りがある場合に右公益が害されることを当然の前提として、都道府県知事の地位の自主独立性に配慮し、著しく右の公益を害することが明らかであるときに限って主務大臣による職務執行命令手続の発動を可能ならしめたものである。したがって、同条項にいう公益とは、当該国の事務の管理執行を都道府県知事に委任している当該法令が右事務の管理執行により保護、実現しようとしている公的な利益であると解される。そして、都道府県知事による当該事務の管理執行における法令違反又は怠りの具体的態様や影響等を考慮して、それを放置することが著しく右の公益を害することが明らかであるかを判断すべきである。

2 そこで本件に係る公益について検討するのに、都道府県知事に対し署名等代行事務の管理執行を委任している特措収用法三六条五項が保護、実現しようとしている公的な利益とは、前記のとおり、使用認定告示後における裁決申請の準備手続である同条による防衛施設局長の土地・物件調書作成に当たり土地所有者等及び市町村長の署名押印が得られない場合に、右調書の作成手続の適正を保障しつつ右調書を完成させて同局長による裁決申請に必要な書類の一つを整えさせることである。

そして、被告の義務違反の態様をみると、前記のとおり、被告は、法令上特措収用法三六条五項により本件署名等代行事務を執行する義務を有しながら、右執行を全面的に拒否しているのである。

そうすると、那覇防衛施設局長は、裁決を申請する際に必要な添付書類である土地調書（特措収用法四〇条一項三号）及び明渡裁決の申立をする際に必要な提出書類である物件調書（同法四七条の三第一項二号）を作成することができず、既に原告により駐留軍の用に供するために必要であり駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であるとの判断がされ、その使用認定を得ていながら、本件各土地について特措収用法三九条一項に基づく使用裁決の申請及び同法四七条の三に基づく明渡裁決の申立を適式にすることができなくなり、収用委員会における審理及び判断を待たずして、その前段階において本件各土地の使用権の取得の可能性を完全に奪われるものであって、既にそれだけで、特措収用法三六条五項が保護、実現しようとしている公益を著しく害することが明らかというべきである。

のみならず、本件各土地がどのような状況にあるかをみるに、前提事実のとおり、我が国は、安保条約六条に基づく地位協定二条に基づき、米軍に日本国内の施設及び区域の使用を許さなければならず、沖縄返還協定、前記了解覚書、施設及び区域の提供等に関する協定により、米国に対し、沖縄復帰の日以来、本件各土地を含む施設及び区域を米軍の用に供する義務を負担し、これに基づき、本件各土地を現在に至るまで米軍の用に供しており、所定の手続を経ないうちはこれをなお米軍の用に供することを義務づけられているのである。そして、安保条約六条が憲法九条及び前文の趣旨に反し違憲無効といえないことや右義務を履行するために土地等を使用収用する手続を定めた特措法が違憲無効でないことは前記のとおりである。他方、被告が主張するように、米軍基地の存在により沖縄県の振興開発が遅れ、種々の軍事訓練が自然環境や生活環境を破壊し、米軍人軍属による事件事故が多発するなど米軍基地に起因する被害や障害が認められるとしても、それらの被害及び障害は、本件署名等代行事務の執行を拒否することによってではなく、米軍基地の整理、縮小を推進すること等によって解決されるべきことは前記のとおりである。

したがって、本件各土地が右のような状況にあるものであることをも併せ考慮すると、被告の本件署名等代行の管理執行における前記の法令違反は、このような状況にある本件各土地について、防衛施設局長による裁決申請の機会を失わせ、収用委員会における審理及び判断さえ経させることなく、その前段階において国による本件各土地の使用権の取得及び前記の条約上の義務の履行の可能性を完全に奪うものであって、公益侵害の要件の充足を否定することはできないというべきである。

3 なお、被告は、本件署名等代行の執行により沖縄県及び沖縄県民の権利利益が著しく損なわれ、他方その執行がされなくとも米軍基地の機能にはほとんど人と影響がないものであるから、被告が本件署名等代行事務を執行しないことは公益に合致しこそすれ、これにより著しく公益を害することが明らかであるとはいえないと主張するが、本件署名等代行の効果は、前記のとおり、土地所有者等が土地・物件調書の記載事項について真実でないことを立証しない限り異議を述べることができないという推定的効力が発生すること（ただし、土地所有者等が異議を述べることによって右の効力を排除できたものである。）及び那覇防衛施設局長による裁決申請に必要な添付書類の一つが整うことにすぎないのであって、本件署名等代行事務の執行が直ちに被告主張のような不利益を招来するものではなく、他方、被告が本件署名等代行事務を執行しないことによる公益侵害性は前記のとおりであるから、被告により本件署名等代行事務が執行されない場合の公益侵害性とそれが執行された場合に生じる不利益とを比較衡量してみても、被告が本件署名等代行事務を執行しないことを放置することが著しく公益を害することは明らかと認められるのであって、被告の主張は失当といわざるを得ない。

したがって、公益侵害の要件の有無についての主務大臣の裁量の有無について判断するまでもなく、公益侵害の要件が認められることは明らかである。